

## 学校施設整備指針改訂の方向性について

### 1. 趣旨

- 学校施設整備指針は、学校教育を円滑に進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。
- 前回改訂(平成26年7月)では、報告書「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成26年3月)を踏まえ、学校施設の津波対策や避難所としての防災機能に係る規定等を充実した。
- 今回は、本年7月に取りまとめた報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～」を踏まえ、小・中学校施設整備指針を改訂するとともに、報告書案「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」や、最近作成した学校施設整備に係る手引き等も踏まえ、所要の改訂を行う。

### 2. 改訂事項

- (1)小中一貫教育に適した学校施設に関する計画・設計上の留意事項
- (2)学習環境の向上に資する学校施設の複合化に関する計画・設計上の留意事項
- (3)その他改訂が必要な事項(長寿命化計画策定、木造校舎に関する技術資料 等)

(学校施設整備指針の改訂範囲)

学校施設整備指針	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
小中一貫教育		○	○		
学校施設の複合化	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○

### 3. 今後のスケジュール

- 本日(11月5日) 学校施設整備指針改訂案について検討
- 年内 学校施設整備指針を改訂\*し、設置者等に周知する予定

※学校施設整備指針の改訂時期については、小中一貫教育の制度化に係る政省令等の公布後を予定

# 学校施設整備指針改訂案の主なポイント

※小学校施設整備指針の構成に基づき作成  
○：小中一貫教育関係 ●：学校施設の複合化関係  
◇：長寿命化関係 ◆：木材利用関係

## 第1章 総則

### 第2節 学校施設整備の課題への対応

#### 第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

##### 【7 義務教育学校等における施設】

- 小中一貫教育に適した学校施設の基本的な考え方について記載
- 施設一体型や施設分離型など施設形態の設定について記載
- 施設一体型の主な留意事項について記載
- 施設隣接型・分離型の主な留意事項について記載
- 既存学校施設を有効活用する際の主な留意事項について記載

#### 第3 地域と連携した施設整備

##### 【1 学校・家庭・地域の連携協力】

- 学校と地域の連携・協働(コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等)について記載を充実

##### 【3 複合化への対応】

- 児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流について記載
- 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化について記載
- 効果的・効率的な施設整備について記載

### 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

##### 【1 総合的・長期的な視点の必要性】

- ◇域内の長寿命化計画を含む学校施設整備の全体計画策定の必要性について記載

##### 【3 計画的な整備な実施】

- ◇既存学校施設の有効活用について記載を充実

##### 【5 関係者の参画と理解・合意の形成】

- 関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載
- 企画の段階から、学校施設の維持管理について検討しておくことを記載

## 第2章 施設計画

### 第2節 配置計画

#### 第1 全体配置

##### 【1 校地利用】

- 施設一体型の義務教育学校等において、低学年専用の運動場や広場等を計画することについて記載

##### 【2 配置構成】

- 公共施設等との複合化の配置計画について記載

## 第2 校舎・屋内運動施設

### 【2 建物構成】

○校舎のゾーニングにおいて、学年段階の区切りによる授業時間の違いなどに配慮し、学習活動に支障が生じないように計画することについて記載

## 第4 その他の施設

### 【5 その他】

○地域の状況によりスクールバスなどを利用する際の計画について記載

## 第3章 平面計画

### 第2 学習関係諸室

#### 【2 普通教室】

○各学年の学級数が増減した場合においても、学年段階の区切りなど空間的なまとまりに配慮した計画とすることについて記載

### 第3 屋内運動施設

#### 【2 屋内運動施設】

○義務教育学校の前期・後期課程などの間で共同利用する場合の安全配慮について記載

### 第5 共通空間

#### 【1 昇降口】

○合同授業や合同行事のための関係諸室との関連性も考慮した昇降口を計画することについて記載

#### 【4 その他】

○施設隣接・分離型の義務教育学校等において、合同授業や合同行事等を行う際、動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておくことについて記載

### 第9 管理関係室

#### 【2 教職員諸室】

○義務教育学校等において、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することについて、施設形態ごとに記載

## 第4章 各室計画

### 第3 屋内運動施設等

#### 【3 屋内プール】

○義務教育学校の前期・後期課程などの間で共同利用する場合の安全配慮について記載

### 第5 共通空間

#### 【2 便所、手洗い、流し、水飲み場等】

○施設一体型の義務教育学校等において、共通空間における便所、手洗い、流し、水飲み場等の設備の安全配慮について記載

### 第9 管理関係室

#### 【9 職員用更衣室及び休憩室】

○教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等が取ることができるよう、休憩室の計画について記載を充実

## 第6章 屋外計画

### 第2 屋外運動施設

#### 【4 屋外プール】

○義務教育学校の前期・後期課程などの間で共同利用する場合の安全配慮について記載

## 第7章 構造設計

### 第1 基本的事項

#### 【1 安全性能】

◆木造の計画・設計について記載

## 第8章 設備設計

### 第4 情報通信設備

#### 【2 音声系設備】

○施設一体型の義務教育学校等において、校内放送設備やチャイムの設定については、学年段階の区切りの違いによる教育内容・教育方法等を踏まえ計画することについて記載